





公 田 館 法 定 促進 奨 金 活 動 展 開 中

昭和31年7月25日

(8) 第四十号(毎月1回発行)



第一次古墳発掘現場 (浜尾市)

- ④、発掘結果を提出して行われた発掘により発見された埋蔵文化財についてはできるだけ保管希望の施設に保管されるよう譲りするのを立てるがその場合は左記事項が確認されることとする。
- ⑤、前項以外の埋蔵文化財についての譲渡の証明
- ⑥、土地所有者間の一括保存について
- ⑦、前項以外の埋蔵文化財についての譲渡の証明
- ⑧、前項以外の埋蔵文化財についての譲渡の証明
- ⑨、前項同様両者間における一括保管の権限、発見者、
- ⑩、施設の属する機関、発見者、立前するがその場合は左記事項
- ⑪、保管施設の名称、所在、規模構造、責任者等

されながら指導する。

(iv) 保存方法並に活用についての

うけた後その埋蔵文化財についての

とあるとする具体的な措置

(v) 前項同様両者間における一括

保存に関する譲渡の証明

(vi) 国の譲渡した埋蔵文化財の処分、滅失、破損、保管施設及責任者の交換に際しては所有者より委員会に報告せしめるものとす。

て左記事項を確認して譲りを行ふ。

## (五) 罰則 (法一一)

- 法第57条第1項の規定に違反して発掘の届出をせず文書偽造の届出した者、第五七条第二項の規定に違反して委員会はその委任を受けた原教委の発掘の禁止、停

止、中止の命令に従わなかつた者、第五八条の規定による委員会の発掘実行を拒み又は妨げたもの、第八四条第一項の規定に違反して遺跡発見の届出をせず又は虚偽の届出をした者等については過料が設けられている。第五七条の二第一項の無届第二項の指示違反、第八四条第二項の指示違反については罰則の規定はない。

### 参 考

#### 今夏県下で行われる発掘・調査

一、七月二十五日―八月三日

佐渡郡小木町羽茂村各種遺跡

期遺跡

(新潟市教委、同考古

学研究会)

一、八月一日―八月十五日

中魚沼郡津南町下船渡切之木、

纏文早期遺跡

(長岡科学博

物館)

一、八月八日―八月十五日 (実測)

佐渡郡小木町羽茂村各種遺跡

(新潟市教委員会)

一、八月二十二日―二十九日佐

渡郡真野町切須配石遺跡

(本

闇墓、椎名仙草)

八月二十七日―三十一日

北浦原郡笛岡村カキアカリ細文

遺跡

(北方文化博物館、水原

支)

これ

なかなかない、こんな方法

### ○ 激石全集

で、古風や名著を比較的簡便に読み若狭から、普及版として入手出来るのも、新書刊流行の一つか。

もたらす余波の一つか。

書館や公民館等では勿論、

個人でも備付けとなる。

。

### ○ 新書判型式の激石全集が刊行さ

れた。

この全集の特色は、専門と書く個別解説

。

### ○ その人間的記録

ヒュエリスト

。

### ○ その人間的記録

。

。

### ○ ヒマラヤ・カラコルム

。

。

# 勤労青年の教育について

## 一 ほんねを語る学習について

東京大学教育学部 大田 勇

本稿は去る七月一日、長岡市農研会館の「勤労青年教育研究会」における大田先生の講義の大要である(文書編成)













